



環球

中国法速報(No.40)

2021 年 9 月 8 日発行

法令ニュース

2021 年 8 月重要法令解説

コラム

弁護士が見る 時代と歩む中国法-「弁護士調停」普及の鍵



www.glo.com.cn

編集・発行: 環球法律事務所 (GLOBAL LAW OFFICE)

日本業務チーム

www.glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝阳区建国路 81 号
華貿中心 1 号写字楼 15 階
&20 階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax: (86 10) 6584 6666

上海
〒200031
上海市淮海中路 999 号
環貿広場办公楼一期 35 階&36 階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン
〒518052
深セン市南山区深南大道 9668 号
華潤置地大廈 B 座 27 階
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax: (86 755) 8388 5987

成都
〒610041
成都市高新区天府大道北段 966 号
天府国際金融中心 11 号楼 37 階
Tel: (86 28) 8605 9898
Fax: (86 28) 8313 5533

➤ 2021 年 8 月重要法令解説目次

No.	日本語	中国語	公布機関	公布日	施行日	ページ
I	中華人民共和國市場主体登記管理条例	中华人民共和国市场主体登记管理条例	國務院	2021 年 7 月 27 日	2022 年 3 月 1 日	3
II	重要情報インフラ安全保護条例	关键信息基础设施安全保护条例	國務院	2021 年 7 月 30 日	2021 年 9 月 1 日	3
III	化粧品生産經營監督管理弁法	化妆品生产经营监督管理办法	国家市場監督管理總局	2021 年 8 月 2 日	2022 年 1 月 1 日	4
IV	自動車データセキュリティ管理若干規定(試行)	汽车数据安全管 理若干规定（试 行）	国家インターネ ット情報弁公 室、国家發展改 革委員會、工業 ・情報化部、公 安部、交通運輸 部	2021 年 8 月 16 日	2021 年 10 月 1 日	5
V	ネットワーク不正競争行為禁止規定(公開意見募集稿)	禁止网络不正当 竞争行为规定 （公开征求意见 稿）	国家市場監督管理總局	2021 年 8 月 17 日	—	6
VI	「中華人民共和國不正競争防止法」の適用に係る若干問題に関する最高人民法院の解釈(意見募集稿)	最高人民法院关于适用《中华人民共和国反不正当竞争法》若干问题的解释（征求意见稿）	最高人民法院	2021 年 8 月 18 日	—	7
VII	中華人民共和國個人情報保護法	中华人民共和国个人信息保护法	全国人民代表大 会常務委員會	2021 年 8 月 20 日	2021 年 11 月 1 日	7
VIII	インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定(意見募集稿)	互联网信息服务 算法推荐管理規 定(征求意见稿)	国家インターネ ット情報弁公室	2021 年 8 月 27 日	—	8

IX	<u>未成年者のオンラインゲーム依存症を確実に防止するための管理の一層の厳格化に関する国家新聞出版署の通知</u>	国家新闻出版署 关于进一步严格管理切实防止未成年人沉迷网络游戏的通知	国家新聞出版署	2021 年 8 月 30 日	2021 年 9 月 1 日	9
X	<u>独占禁止の強化及び公正競争政策実施の推進に関する意見</u>	关于强化反垄断深入推进公平竞争政策实施的意见	中央改革全面深化委員会	2021 年 8 月 30 日	全文は未公開	9
XI	<u>『『中華人民共和國電子商取引法』の改正に関する決定(意見募集稿)』の意見公募に関する市場監督管理総局の公告</u>	市场监管总局关于公开征求《关于修改〈中华人民共和国电子商务法〉的决定(征求意见稿)》意见的公告	国家市場監督管理総局	2021 年 8 月 31 日	—	10

➤ 2021 年 8 月重要法令解説

I 中華人民共和國市場主體登記管理條例（中国語：中华人民共和国市场主体登记管理条例）

國務院 2021 年 7 月 27 日公布 2022 年 3 月 1 日施行

公示サイト：http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/24/content_5632964.htm

《中华人民共和国市场主体登记管理条例》（以下简称“《条例》”）对在中国境内以营利为目的从事经营活动的（1）公司、非公司企业法人及其分支机构；（2）个人独资企业、合伙企业及其分支机构；（3）农民专业合作社（联合社）及其分支机构；（4）个体工商户；（5）外国公司分支机构等市场主体登记管理作出统一规定，整合了关于上述市场主体登记管理的现行规定。

《条例》共 6 章 55 条，主要内容包括：明确登记机关；规定登记、备案事项；明确登记规范；加强监督管理。

全 6 章 55 条からなる「中華人民共和國市場主體登記管理條例」は、現行の 5 つの行政法規・規則を整理・統合し、新たに行政法規としたものである。中国国内において営利目的で事業活動を展開する下記の市場主体に関し、登記の申請先（登記機関）、登記・届出事項、登記上のルール、監督管理の強化等、その登記に係る管理について定めている。

- （1）会社、非会社企業法人及びその分支機構
- （2）個人獨資企業、パートナーシップ企業及びその分支機構
- （3）農民專業合作社（聯合社）及びその分支機構
- （4）個人事業主
- （5）外国の会社の分支機構等

II 重要情報インフラ安全保護條例（中国語：关键信息基础设施安全保护条例）

國務院 2021 年 7 月 30 日公布 2021 年 9 月 1 日施行

公示サイト：http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/17/content_5631671.htm

《关键信息基础设施安全保护条例》（以下简称“《条例》”）就关键信息基础设施的认定，规定由重要行业和领域的主管部门、监督管理部门结合本行业、本领域实际，制定关键信息基础设施认定规则。《条例》明确了监督管理体制，规定在国家网信部门统筹协调下，国务院公安部门负责指导监督关键信息基础设施安全保护工作。国务院电信主管部门和其他有关部门在各自职责范围内负责关键信息基础设施安全保护和监督管理工作。

《条例》明确运营者责任义务，对关键信息基础设施运营者落实网络安全责任、建立健全网络安全保护制度、设置专门安全管理机构、开展安全监测和风险评估、报告网络安全事件或网络安全威胁、规范网络产品和服务采购活动等作了规定。

重要情報インフラの認定について、「重要情報インフラ安全保護條例」では、重要な業界及び分野の主管機関、監督管理機関が、その業界・分野の実状を踏まえ、重要情報インフラ認定規則を制定すると定めている。監督管理体制については、国家ネットワーク情報機関の統括・調整のもと、國務院公安機関が重要情報インフラ安全保護業務の指導・監督の責任を負い、國務院電気通信主管機

関及びその他の関係機関が各自の職責範囲内において、重要情報インフラ安全保護及び監督管理業務の責任を負う、としている。

また、重要情報インフラ運営者によるサイバーセキュリティ責任の実行、サイバーセキュリティ保護制度の確立・整備、安全管理に係る専門部署の設置、セキュリティモニタリング及びリスク評価の実施、サイバーセキュリティ事件又はサイバー脅威の報告、ネットワーク製品及びサービスの規範的な購入等、運営者の責任及び義務が明文化された。

III 化粧品生産經營監督管理弁法（中国語：化妆品生产经营监督管理办法）

国家市場監督管理總局 2021 年 8 月 2 日公布 2022 年 1 月 1 日施行

公示サイト：http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202108/t20210806_333443.html

1990 年施行の《化妆品卫生监督条例》，被 2021 年 1 月 1 日施行の《化妆品监督管理条例》（以下简称“《条例》”）废止。《条例》确立了中国最新的化妆品生产经营要求及监督管理规定，本次出台的《化妆品生产经营监督管理办法》（以下简称“《办法》”）是《条例》的配套细化规定。《办法》的要点如下：

- （一）《条例》首次规定，根据化妆品种类的不同，企业应按照法律的要求注册或备案后方可进口、生产。化妆品注册人、备案人、受托生产企业生产化妆品时，应建立化妆品生产质量管理体系及供应商遴选等一系列管理制度。就该等体系及管理制度的要求，《办法》进行了进一步细化。
- （二）变更监管方式，对化妆品生产许可期限的延续申请实行告知承诺制（即企业承诺提交的材料合法后主管部门只进行形式审查即可发证。事后发现企业不符合要求的再撤销证书）。
- （三）突出重点监管领域。针对美容美发机构、电子商务平台经营者提出了特殊的要求。另外，《办法》将儿童化妆品、眼部用化妆品作为重点产品，在生产条件方面做出了特殊规定。

経済社会情勢の変化や市場ニーズを反映した「化粧品監督管理条例」（以下、「条例」という）が 2021 年 1 月 1 日から施行され、1990 年から施行されてきた「化粧品衛生監督条例」は同日廃止された。条例では、化粧品の生産・輸入販売にあたり、その種類別に登録又は届出を行わなければならないこと、生産受託者は化粧品生産质量管理体系及びサプライヤー選択等に関する一連の管理制度を整備しなければならないこと等が定められた。このたび、条例の規定をさらに具体化した「化粧品生産經營監督管理弁法」（以下、「弁法」という）が制定された。弁法の要点は次のとおりである。

- （1）条例に定める上述の管理体系及び管理制度について詳細な規定が設けられた。
- （2）化粧品生産許可証の更新において、「承諾（誓約）制」を実施することが定められた。企業は、更新申請書類を提出するにあたり、弁法が定める化粧品生産許可の要件を満たしている旨の誓約書を添付する。書類の形式審査に合格すれば許可証が発行され、更新後の事後監督管理において、要件を満たしていないことが判明した場合、許可証が取消される。
- （3）理美容サービス事業者、電子商取引プラットフォーム事業者を監督管理の重点分野とし、子供用化粧品、アイゾーン用化粧品を重点製品とすることが定められた。重点製品については、生産条件に対する特段の規定が設けられた。

IV 自動車データセキュリティ管理若干規定（試行）（中国語：汽车数据安全若干规定（试行））

国家インターネット情報弁公室、国家發展改革委員会、工業・情報化部、公安部、交通運輸部 2021 年 8 月 16 日公布 2021 年 10 月 1 日施行

公示サイト：http://www.cac.gov.cn/2021-08/20/c_1631049984897667.htm

《汽车数据安全若干规定（试行）》针对汽车领域个人信息和重要数据安全风险，明确了汽车数据处理活动的要求，要点如下：

- （一）明确了开展汽车数据处理活动中坚持车内处理、默认不收集、精度范围适用、脱敏处理四项基本原则。
- （二）针对个人信息的处理，明确了告知义务、征得同意义务及匿名化要求。针对敏感个人信息的处理，在履行上述义务及要求的基础上，还应当满足限定处理目的、提示收集状态、保障删除权等具体要求。
- （三）明确了汽车重要数据包括以下数据：
 - ◆ 重要敏感区域（军事管理区等）的数据（地理信息、人员流量、车辆流量等）
 - ◆ 车辆流量及物流等反映经济运行情况的数据
 - ◆ 汽车充电网的运行数据
 - ◆ 包含人脸信息、车牌信息等的车外视频及图像数据
 - ◆ 涉及个人信息主体超过 10 万人的个人信息
 - ◆ 有关部门确定的其他可能危害国家安全、公共利益或者个人、组织合法权益的数据。
- （四）规定了开展重要数据处理活动的具体制度。
 - ◆ 风险评估制度：应当开展风险评估，并向主管部门报送风险评估报告。
 - ◆ 出境安全评估制度：因业务需要向境外传输的，应通过安全评估。
 - ◆ 年度报告及补充报告制度：应每年 12 月 15 日前报送年度汽车数据安全管理情况。向境外提供重要数据的汽车数据处理者，在进行年度报告的基础上，应就跨境传输的情况进行补充报告。

「自動車データセキュリティ管理若干規定（試行）」は、自動車業界における個人情報及び重要データのセキュリティリスクについて、自動車データの適正な取扱いにおける法的要求を定めたものである。主な留意点は以下のとおり。

- （1）基本四原則「データ取扱は車内で行う、デフォルト時はデータ収集しない、要求精度により範囲を確定する、マスキング処理する」が明文化された。
- （2）個人情報については、告知義務、同意取得義務及び匿名化取扱いの要求が定められた。機微な個人情報については、さらに、ユーザーの目的のための直接的なサービス提供であること、ユーザーがデータ収集を終了しやすい適当な方法により収集モードを知らせること、ユーザーの削除権を保障すること等の要求が定められた。
- （3）自動車データに係る「重要データ」の用語説明が行われた。以下のデータを含む。
 - ◆ 重要センシティブ・エリア（軍事管理エリア等）のデータ（地理情報、人員・車両の出入り等）
 - ◆ 車両の走行量、物流等の経済状況を示すデータ
 - ◆ 充電ネットワークの稼働データ
 - ◆ 車外撮影に映り込んだ人の顔やナンバープレート等の画像データ
 - ◆ 10 万人分を超える個人情報のデータ
 - ◆ 主管機関が確定する、国家安全、公共利益又は個人、組織の合法權益を脅かすもの

他のデータ

(4) 重要データ取扱に係る以下の義務が設けられた。

- ◆ 主管機関に対し、リスク評価報告を行わなければならない。
- ◆ 業務の必要により、領域外にデータ移転を行う必要がある場合、安全評価に合格しなければならない。
- ◆ 毎年 12 月 15 日までに、自動車データ安全管理状況に係る年度報告を提出しなければならない。領域外に重要データを移転する事業者は、さらに、その状況について補充報告を行わなければならない。

V ネットワーク不正競争行為禁止規定(公開意見募集稿) (中国語:禁止网络不正当竞争行为规定(公开征求意见稿))

国家市場監督管理総局 2021 年 8 月 17 日公表

公示サイト: http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202108/t20210817_333683.html

《禁止网络不正当竞争行为规定(公开征求意见稿)》(以下简称“征求意见稿”)是对《中华人民共和国电子商务法》和《反不正当竞争法》的进一步细化和落实,增强了其在网络不正当竞争行为中的可操作性,要点如下:

- (一) 对于互联网场景下几类传统不正当竞争行为的新的表现形式,如网络商业混淆、网络虚假宣传、商业贿赂、网络商业诋毁等行为进行归纳、列举、细化。
- (二) 对于利用技术手段实施的新型不正当竞争行为,如流量劫持、妨碍干扰、恶意不兼容、反向“刷单”、“二选一”、网络屏蔽、数据抓取、数据“杀熟”等行为进行归纳、列举、细化。
- (三) 考虑到网络不正当竞争案件专业性强等特点,征求意见稿对执法部门在案件办理过程中可以基于需要,委托第三方专业机构参与取证以及委派专家观察员参与协助新型、疑难案件等内容予以明确。

「中華人民共和國電子商取引法」及び「中華人民共和國不正競争防止法」を土台とする、ネットワーク不正競争への規制について詳細に定めた「ネットワーク不正競争行為禁止規定」(公開意見募集稿)が、このたび、パブリックコメント手続に付された。主な留意点は以下のとおり。

- (1) 混同惹起行為、虚偽宣伝・誤認惹起行為、商業賄賂、営業上の信用毀損等の不正競争行為のインターネット関連業界における新たな表現形式について、詳細な説明がなされている。
- (2) ブラウザハイジャック、ジャミング、悪意のある非互換、不正な下げレビュー、二者択一(2つのECモールのうち片方しか出店できない)、ブロック、スクレイピング、ビッグデータ殺熟(お得意様イジメ)等のテクノロジーを利用した新型の不正競争行為について、詳細な説明がなされている。
- (3) ネットワーク不正競争の被疑事件は、高度な専門的知識・技術を必要とすることから、法執行機関は、必要に応じて、外部の専門機構による関連証拠の入手や、専門家によるサポートを委託することができる。

VI 「中華人民共和國不正競争防止法」の適用に係る若干問題に関する最高人民法院の解釈(意見募集稿)(中国語:最高人民法院关于适用《中华人民共和国反不正当竞争法》若干问题的解释(征求意见稿))

最高人民法院 2021 年 8 月 18 日公表

公示サイト: <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-318221.html>

为审理因不正当竞争行为引发的民事纠纷案件,最高人民法院公布了《关于适用〈中华人民共和国反不正当竞争法〉若干问题的解释(征求意见稿)》(以下简称“《征求意见稿》”),于 2021 年 9 月 19 日之前公开征求意见。该司法解释正式通过后,将取代《最高人民法院关于审理不正当竞争民事案件应用法律若干问题的解释》。《征求意见稿》的要点如下:

- (一) 只有当相关行为不属于《反不正当竞争法》第 2 章(明确列举了不正当竞争行为的几种具体行为类型)及其他法律所明确列举的行为时,才可以适用《反不正当竞争法》第 2 条(有关不正当竞争行为的一般规定)来认定不正当竞争行为。
- (二) 故意帮助他人实施混淆行为的,可以依照《民法典》第 1169 条第 1 款认定侵权责任(与侵权行为人承担连带责任)。
- (三) 对于《反不正当竞争法》第 8 条规定的虚假宣传、第 11 条规定的商业诋毁、第 12 条规定的网络不正当竞争行为以及第 2 条规定的不正当竞争行为,因被侵权所受到的实际损失、侵权人因侵权所获得的利益难以确定的,可参照商业混淆与侵犯商业秘密案件的损害赔偿规则(即根据侵权行为的情节判决给予权利人五百万元以下的赔偿)。

不正競争行為による民事紛争事件を審理するため、最高人民法院より、「『中華人民共和國不正競争防止法』の適用に係る若干問題に関する最高人民法院の解釈(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)がこのたび公表された。意見受付は 2021 年 9 月 19 日まで。当該司法解释が採択されれば、現行の「不正競争民事事件の審理における法律適用に係る若干問題に関する最高人民法院の解釈」は廃止される予定だ。意見募集稿の主な留意点は以下のとおり。

- (1) 「不正競争防止法」第 2 章(典型的な不正競争行為について類別に定めている)及びその他の法律に明記する行為に該当しない関連行為についてのみ、不正競争防止法第 2 条(不正競争行為に関する一般規定)を適用し、不正競争行為を認定することができる。
- (2) 他人による混同惹起行為の実施を故意に幫助した場合は、「民法典」第 1169 条第 1 項に基づき、権利侵害責任を認定することができる(権利侵害行為者と連帯して責任を負う)。
- (3) 「不正競争防止法」に定める虚偽の宣伝(第 8 条)、営業上の信用毀損(第 11 条)、インターネット上での不正競争行為(第 12 条)及び第 2 条に記載する不正競争行為について、権利侵害により被った実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが困難な場合、混同惹起行為及び営業秘密侵害事件の損害賠償規則(即ち、権利侵害行為の情状に基づき、権利者に対する 500 万人民币以下の損害賠償を命じる)を参照することができる。

VII 中華人民共和國個人情報保護法(中国語:中华人民共和国个人信息保护法)

全国人民代表大會常務委員會 2021 年 8 月 20 日公布 2021 年 11 月 1 日施行

公示サイト: <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/a8c4e3672c74491a80b53a172bb753fe.shtml>

2021 年 8 月 20 日,第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议审议通过《中华人民共和国个人信息保护法》。本法自 2021 年 11 月 1 日起施行。关于本法的详细解读,请参考环

球中国法速報第 39 期。

2021 年 8 月 20 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議において、「中華人民共和國個人情報保護法」が成立した。同法は中国初の個人情報の取扱に特化した法律で、2021 年 11 月 1 日から施行される。詳細は、2021 年 9 月 1 日発行の環球中国法速報第 39 号参照。

VIII インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定(意見募集稿)(中国語:互联网信息服务算法推荐管理规定(征求意见稿))

国家インターネット情報弁公室 2021 年 8 月 27 日公布

公示サイト: http://www.cac.gov.cn/2021-08/27/c_1631652502874117.htm

国家互联网信息服务办公室起草《互联网信息服务算法推荐管理规定(征求意见稿)》，现向社会公开征求意见，要点如下：

- (一) 明确应用算法推荐技术，是指应用生成合成类、个性化推送类、排序精选类、检索过滤类、调度决策类等算法技术向用户提供信息内容。
- (二) 明确规定算法推荐服务提供者不得设置诱导用户沉迷或者高额消费等违背公序良俗的算法模型；不得设置歧视性或者偏见性用户标签；不得利用算法实施流量造假、流量劫持；不得利用算法实施自我优待、不正当竞争、影响网络舆论或者规避监管；不得利用算法推荐服务诱导未成年人沉迷网络等内容。
- (三) 明确算法推荐服务提供者应当向用户提供不针对其个人特征的选项，或者向用户提供便捷的关闭算法推荐服务的选项。用户选择关闭算法推荐服务的，算法推荐服务提供者应当立即停止提供相关服务。
- (四) 针对具有舆论属性或者社会动员能力的算法推荐服务，特别规定了备案制度和安全评估制度。

「インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定(意見募集稿)」が、このたび、パブリックコメント手続に付された。主な留意点は以下のとおり。

- (1) アルゴリズム推薦技術の応用とは、生成・合成、パーソナライズドプッシュ通知(リコメンド)、ソート、フィルタリング、スケジューリングポリシー等のアルゴリズム技術を応用して、ユーザーに情報コンテンツを提供することをいう。
- (2) アルゴリズム推薦サービス提供者に対し、以下の禁止事項が定められた。
 - ・ ユーザーが嵌って抜け出せなくなる、又は多額の金銭を支払う等の社会秩序や美風に背くことを誘導するアルゴリズム・モデルを設定すること
 - ・ ユーザーに差別的又は偏見的なタグ付けをすること
 - ・ アルゴリズムを利用して、トラフィック偽装やブラウザハイジャックを行うこと、自事業による優遇や不正競争をすること、ネット世論へ影響を与えること、規制逃れをすること
 - ・ アルゴリズム推薦サービスを使用して、未成年者のネット依存を誘導すること
- (3) アルゴリズム推薦サービス提供者は、個人の特徴に基づかない選択肢、又はアルゴリズム推薦サービスを停止できる迅速かつ便利な選択肢をユーザーに提供しなければならないが、ユーザーが後者を選択した場合、直ちに関連サービスの提供を停止しなければならないことが定められた。
- (4) 世論を形成する、又は社会的影響を与える能力を備えたアルゴリズム推薦サービスについて

て、特段の規定(届出及び安全評価制度)が設けられた。

IX 未成年者のオンラインゲーム依存症を確実に防止するための管理の一層の厳格化に関する国家新聞出版署の通知 (中国語: 国家新闻出版署关于进一步严格管理切实防止未成年人沉迷网络游戏的通知)

国家新聞出版署 2021 年 8 月 30 日公布 2021 年 9 月 1 日施行

公示サイト: <http://www.nppa.gov.cn/nppa/contents/279/98792.shtml>

国家新闻出版署近日下发《国家新闻出版署关于进一步严格管理切实防止未成年人沉迷网络游戏的通知》(以下简称“《通知》”), 针对未成年人沉迷网络游戏问题, 进一步严格管理措施。

《通知》在 2019 年印发的《关于防止未成年人沉迷网络游戏的通知》的基础上, 进一步严格管理措施。相较于原规定(网络游戏企业向未成年人提供游戏服务的时长, 法定节假日每日不得超过 3 小时, 其他时间每日不得超过 1.5 小时), 《通知》进一步限制向未成年人提供网络游戏服务的时段时长, 所有网络游戏企业仅可在周五、周六、周日和法定节假日的 20 时至 21 时, 向未成年人提供 1 小时服务。所有网络游戏账号必须使用实名注册并登录。各级出版管理部门针对通知的落实情况进行监督, 对未严格落实的网络游戏企业, 依法依规严肃处理, 包括责令限期改正, 情节严重的, 吊销相关许可。积极引导家庭、学校等社会各方面履行监护教育职责, 引导未成年人形成良好生活习惯和用网习惯。

《通知》所称未成年人是指未满 18 周岁的公民, 所称网络游戏企业含提供网络游戏服务的平台。

深刻化する未成年者のオンラインゲーム依存症の問題に対して、厳しい管理措置を求める「未成年者のオンラインゲーム依存症を確実に防止するための管理の一層の厳格化に関する国家新聞出版署の通知」(以下、「通知」という)がこのたび国家新聞出版署から公布された。

通知は、2019 年に公布された「未成年者のオンラインゲーム依存症の防止に関する通知」を土台としており、今回はさらに厳しい要求を掲げている。例えば、未成年者に提供するオンラインゲームサービスについて、これまでは、1 日あたり 1.5 時間以下(祝日は 3 時間以下)に制限するよう求めていたが、通知では、金曜、土曜、日曜及び祝日の 20 時から 21 時までの 1 時間のみとさらに厳しく制限されている。また、すべてのオンラインゲームは、実名登録されたアカウントでログインする必要があることが定められた。各レベルの出版管理機関は、通知の実施状況に対して監督を行い、通知の要求どおりに実施できていないオンラインゲーム運営企業に対し、是正命令、関連ライセンス取消し等の処罰を与える。また、社会(家庭、学校等)による監視・見守り・教育の取組を推進し、未成年者の生活及びネット利用における良好な習慣が形成されるよう導いていく。

なお、通知にいう「未成年者」とは、18 歳未満の公民を指し、「オンラインゲーム運営企業」には、「オンラインゲームサービスを提供するプラットフォーム」を含む。

X 独占禁止の強化及び公正競争政策実施の推進に関する意見 (中国語: 关于强化反垄断深入推进公平竞争政策实施的意见)

中央改革全面深化委員会 2021 年 8 月 30 日審議・採択 全文は未公開

公示サイト: http://www.gov.cn/xinwen/2021-08/30/content_5634220.htm

8月30日、中央全面深化改革委员会第二十一次会议（以下简称“会议”）审议通过了《关于强化反垄断深入推进公平竞争政策实施的意见》。会议针对强化反垄断，深入推进公平竞争政策实施提出了以下几点：

- （一）要从构建新发展格局、推动高质量发展、促进共同富裕的战略高度出发，促进形成公平竞争的市场环境，为各类市场主体特别是中小企业创造广阔的发展空间，更好保护消费者权益。
- （二）要加快健全市场准入制度、公平竞争审查机制、数字经济公平竞争监管制度、预防和制止滥用行政权力排除限制竞争制度等。
- （三）要加强竞争法律制度和政策宣传培训，强化企业公平竞争意识，引导全社会形成崇尚、保护和促进公平竞争的市场环境。

《关于强化反垄断深入推进公平竞争政策实施的意见》全文目前尚未公布。

8月30日、中央改革全面深化委員会の第21回会議にて、「独占禁止の強化及び公正競争政策実施の推進に関する意見」が審議・採択された。ポイントは以下のとおり。

- （1）新たな成長戦略の確立、高質な発展の推進、すべての人が豊かになる「共同富裕」の促進を目標を掲げ、公正な競争が行われる市場環境の形成を促進し、各種市场主体、特に中小企業が大きく成長できるようにし、消費者の權益をさらに保護する。
- （2）市場参入制度、公正競争審査メカニズム、デジタル経済公正競争監督管理制度、行政権力の濫用による競争排除・制限の予防・禁止制度等の整備を推し進める。
- （3）競争に関する法律制度及びポリシーの教育・研修を強化し、企業の公正競争の意識を向上させ、公正な競争を尊重し、保護し、促進する市場環境を形成する社会となるよう導いていく。

※「独占禁止の強化及び公正競争政策実施の推進に関する意見」全文は、本中国法速報の配信時においてまだ公開されていない。

XI 『「中華人民共和國電子商取引法」の改正に関する決定（意見募集稿）」の意見公募に関する市場監督管理總局の公告（中国語：市场监管总局关于公开征求《关于修改〈中华人民共和国电子商务法〉的决定（征求意见稿）》意见的公告）

国家市場監督管理總局 2021年8月31日公布

公示サイト：http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202108/t20210831_334252.html

为了加强知识产权保护，打击平台内侵权行为，国家市场监督管理总局发布《关于修改〈中华人民共和国电子商务法〉的决定（征求意见稿）》，向社会公开征求意见。本次修订仅涉及第43条和第84条2个条文，修订内容主要如下：

一是延长了知识产权权利人（以下简称“权利人”）的行权期限。权利人收到电子商务平台经营者（以下简称“平台经营者”）转发的不存在侵权行为的声明后，可以在20个工作日内向有关主管部门投诉或者向人民法院起诉。

二是提出了可担保制度。平台内经营者（以下简称“商家”）提供相应担保用于确保潜在的知识产权侵权所造成损失的赔偿的，平台经营者可以暂时中止所采取的措施（删除、屏蔽、断开链接、终止交易等）。

三是加重了商家提交虚假声明的赔偿责任。商家提交虚假的不侵权声明，导致权利人损失扩大的，加倍承担赔偿责任。

四是加重了平台经营者的行政责任。若平台经营者对实施侵权的商家若未采取必要措施，情

节特别严重的情况下，平台将被限制开展相关网络经营活动，直至吊销网络经营相关许可证。

知的財産権の保護を強化し、プラットフォーム内の権利侵害行為を取り締まるため、国家市場監督管理総局は、『中華人民共和国電子商取引法』の改正に関する決定（意見募集稿）を公布し、パブリックコメントを募集した。改正点は、第 43 条及び第 84 条の 2 条文のみ。主なポイントは以下のとおり。

- (1) 知的財産権の権利者（以下「権利者」という）の権利行使期間の延長
権利者は、電子商取引プラットフォーム事業者（以下、「プラットフォーム事業者」という）が転送した「権利侵害行為が存在しない旨の表明保証」を受領した後、20 営業日以内に、関係主管機関に苦情を申立て、又は人民法院に訴訟を提起することができる。
- (2) 担保制度に関する規定の新設
プラットフォーム内事業者（以下、「業者」という）が潜在する知的財産権侵害による損害を賠償できる相応の担保を提供する場合、プラットフォーム事業者は、業者に対し講ずる措置（削除、ブロック、リンク切断、取引終了等）を一時停止することができる。
- (3) 業者による虚偽の表明保証による賠償責任についての規定の新設
虚偽の「権利侵害が存在しない旨の表明保証」を提出したことにより、権利者の損失を拡大させた場合、業者は、権利者が被った損害の 2 倍の賠償責任を負う。
- (4) プラットフォーム事業者の行政責任の加重
プラットフォーム事業者が権利侵害を実施した業者に対して必要な措置を講じず、情状が特に重大なときは、関連ネットワーク関連事業活動が制限され、最悪の場合には関連許可証が取り消される。

▶ コラム: 弁護士が見る 時代と歩む中国法

「弁護士調停」普及の鍵

文/鮑榮振

今年 5 月の初め、あるニュースが目にとまった。係争金額が 2 億 4000 万元以上に上る紛争が、「弁護士調停+裁判所による司法確認」という方法で、わずか 2 カ月で解決に至ったというのだ。司法確認を行ったのは上海市第二中級人民法院(地裁に相当)で、調停協議書(日本でいう調停調書に相当)の効力を認める旨の司法確認を行ったのは同法院として初めてだそうだ。

この紛争は、2 億 4000 万元以上の商品代金を巡り、供給業者と発注者との間で繰り広げられた。今年 3 月、上海経済貿易商事調停センター主導の下、何回か行われた調停の結果、両当事者はついに合意に至り、調停協議に署名した。そして司法確認により調停協議の効力が確認され、執行力が与えられた。

この方法は、訴訟や仲裁といった他の紛争解決手段と比べ、弁護士調停にかかる時間が短く費用も安く、利用しやすいといった特徴がある。筆者も大いに興味を引かれたので、その仕組みを紹介したい。

訴訟急増が誕生の契機

中国では経済の急速な発展や社会構造の変化により、人々の行動や考え方、価値観が絶えず変化し続けている。これに伴い、紛争の形式も多種多様になり、先鋭化するケースもますます多くなっている。また、2015 年に、それまで裁判所が訴えの受理を決めていた立件審査制から、当事者の訴権を保障する立件登記制に移行し、裁判所への訴訟提起が簡単になったため訴訟事件が大幅に増加。昨年の全国の裁判所における訴訟受理件数は 3,000 万件に上り、裁判所にとって大きなプレッシャーとなっている一方、他の紛争解決手段の利用は縮小している。

杭州市西湖区人民法院(第 1 審の裁判所)を例にとると、ここ数年、訴訟の受理件数が年平均 10%を越す割合で急増し続けている。2016 年には 2 万 942 件で、同法院の裁判官は年間で 1 人当たり平均 315 件もの訴訟事件を処理した。これは全国平均の 2.8 倍に当たるという。

このように裁判所に大きな負荷がかかっている状況では、訴訟の効率が大幅に低下し、紛争の早期解決は望めない。「訴訟を通じた紛争の早期解決」という期待を裏切られた人々は投書や陳情を行うようになり、その結果、問題がますます大きくこじれてしまう例も少なくない。従来の紛争解決の仕組みだけでは、経済発展と人々の合法的な権利・利益の保障というニーズを満たせなくなっていた。

こういった背景から、最高人民法院などの中央司法機関によって、より多元的な紛争解決手段の活用を目指す制度改革が打ち出された。そして、調停は多元的紛争解決の方法としてますます重視され、弁護士が加わる弁護士調停が誕生したのだ。

第四の紛争解決手段へ

中国で制度の改革や刷新を行う際には、まず一部の地域で試験的に新制度を導入し、後に対象範囲を全国に拡大するというやり方が比較的多い。弁護士調停制度も同様だった。同制度の導入決定は、2017 年 9 月 30 日に発表された『弁護士調停試行業務の展開に関する意見』(以下、『意見』)により、まずは上海市など 11 の省・直轄市で試験的に実施し、翌年には全国に拡大された。

これを受けて、中国各地の弁護士事務所が弁護士調停業務を専門的に取り扱う「弁護士調停業務室」

を開設。昨年時点でその数は8,600カ所以上に上り、その調停事件数は累計25万件以上に上るという。

中国では従来、主な民事紛争の解決手段として訴訟・仲裁・人民調停（人民調停委員会が主宰）の三つがあった。新たに登場した弁護士調停は、これらに続く第四の紛争解決手段として、広く人々に利用されることが期待されている。

実際に第四の紛争解決手段になれるかどうかは、調停の結果——双方の合意の効力がしっかり保障されるか否かにかかっている。この点に関し、弁護士調停は最大の特徴として、調停協議がいったん成立すれば直ちに履行することができるという強みがある。『意見』では弁護士調停における調停協議の法的効力を確保するための制度として、「支払い命令申請制度」と「司法確認制度」を確立している。つまり、例えば借金を返さない債務者に対し、債権者は裁判所に「支払い命令」を申請することができ、それでも返さないなら裁判所は強制執行ができるし、また裁判所もその効力を確認する、ということだ。この両制度によって当事者双方は安心して弁護士調停を利用できるのである。

制度普及へ残るピース

筆者の知人のY弁護士は、北京市内の裁判所から特任調停員の一人に選ばれた。この特任調停員制度では、裁判所の委託を受けた弁護士などの専門家が補助的な立場で裁判所の調停に関与する。

Y弁護士によると、裁判所主導の調停を利用した人々は当初、裁判官でもない弁護士が調停を行うことに不安を覚えていたようだ。だが、ある程度やりとりが進むと、Y弁護士も特任調停員を務める他の弁護士も当事者から信頼を得られたという。

その理由は、当事者への接し方にある。例えば、一般的に裁判官は非常に多忙で、法律について丁寧に説明することはあまりない。そのせいで、裁判官の説明を当事者が理解できないまま、調停や審理が終わってしまうこともあろう。一方、弁護士は丁寧に説明してくれるので、そのような例は少ない。

もう一つの優れた点は高い専門性だ。弁護士は多種多様な案件を取り扱っているので法律実務に詳しい。そのため、家庭内紛争や労働紛争、交通事故、知的財産権、建設工事、株式、医療、製品責任など紛争の分野を問わず、その焦点をしっかりと捉え、当事者間で合理的な合意に至れるよう適切な助言が期待できる。

そこで、こうした利点から弁護士調停は大いに発展を期待されることだが、実は現時点でそれほど普及していない。

例えば、上海市では、昨年における従前の人民調停の受理件数は21万8000件で、司法調停・行政調停なども含めた調停全体（2020年1月～2021年3月）では218万件に上り、調停には大きな需要があることが分かる。

ところが、弁護士調停の受理件数はごくわずかだ。上海市の正誠弁護士調停センターでは、2018年7月の設立から今年4月末までの約2年半で、弁護士調停の申し込みはたった5件だったという（ただし、裁判所から委託された弁護士調停事件は685件あり、このうち220件で調停成立）。また広東省仏山市の弁護士協会弁護士調停センターも、2018年1月の設立から8カ月間の同受理件数は、裁判所からの委託と当事者の申請を併せてもわずか25件だった。

だが、今後は利用が広がると考え、前出の「弁護士調停業務室」を設立しようとする弁護士事務所も少なくないようだ。弁護士調停が広く利用されるためには、調停員を専門的に務める弁護士がたくさんいる状態をつくり出す必要がある。その前提となるのは、弁護士調停員の「職業化・専門化」だ。

現在、弁護士調停には、業界としての体系的な報酬基準や相場は存在せず、報酬も全体的に少額である。弁護士調停の普及を進めるためには、市場原理にのっとった報酬体系の構築を推進し、専門の弁護士調停員の数を増やすことが必要となる。弁護士調停はすでに豊富な需要や効力の保障、高い専

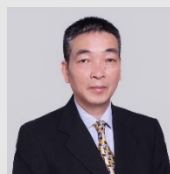
門性など普及に必要な条件をほぼ全て満たしている。だが、職業化と市場化という最後のピースを欠いていると思うのは、筆者だけではないだろう。

——『人民中国』より転載

本速報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口（日本語対応可能）までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しております（内容は、日本語版ニュースレターのものと異なります）。ご興味がございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本速報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。